

## 表彰規程

1996年6月1日 制定

1999年6月1日 改訂

### (目的)

第1条 この規程は、本連盟の事業遂行またはスキー界のために貢献した個人並びに団体を表彰することを目的とする。

### (表彰の種類及び区分)

第2条 表彰の種類及び区分は、次の通りとする。

1. 表彰状.....功労のあったものに贈る。
2. 感謝状.....事業遂行に功績のあったものに贈る。

### (表彰の選定基準)

第3条 この規程により表彰を受けるものは、次の各項のいずれかに該当するもので、理事会で承認された個人及び団体とする。

1. 多年にわたり会員として特に顕著な功績があったと認められるもの(ただし、加盟団体の推薦によるものとする)
2. 全日本レベルの各種大会において神奈川県スキー連盟代表として入賞したものの。
3. 神奈川県におけるスキーの健全な普及発展のため特に功績のあったもの。

### (表彰の授与)

第4条 表彰は、本連盟の創立記念祝典または理事会で定める機会において、表彰状または感謝状及び記念品を贈呈するものとする。

### (規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の議決による。